

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2018年 5月30日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)ガバナー(調速機)分解時において、内部部品に発錆が認められたため、当該部品を交換。 なお、非常用ディーゼル発電設備(A)は点検中のため、系統への影響はない。	GⅢ	
2	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A)(B)補機ポンプ海水取水路において、非常用ディーゼル発電設備(A)(B)点検時に併せて清掃(汚泥除去)を実施することにより、運転上の制限逸脱リスクの低減を図ることから、マニュアルに従い技術評価を実施し、点検期限を取水路(A)について平成31年11月、取水路(B)について平成32年3月まで延長。	GⅢ	